

議員提出第 1 号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり大阪府議会会議規則第 13 条の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 24 日

大阪府議会議長 金城 克典 様

提出者

大阪府議会議員	角 谷 庄 一	藤 村 昌 隆
	しかた 松 男	

賛成者

大阪府議会議員	橋 本 ゆうと	中 川 誠 太
	浦 本 ともえ	大 野 ちかこ
	上 田 健 二	山 本 真 吾
	中 野 剛	

議員提出第1号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪府議会規則第 号

大阪府議会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出) 第二条 (略) 2 前項に規定する場合において、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出) 第二条 (略) 2 前項に規定する場合において、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 理 由

多様な人材の議会への参画の観点から、議員活動と子育てが両立できる環境整備を図るため、出産による欠席規定の産前期間について所要の改正を行うものである。